

令和8年度熊本県精神保健福祉センター関係会計年度任用職員 (自殺予防等対策推進事業専門員) 募集案内

1 職名

熊本県精神保健福祉センター関係会計年度任用職員
(自殺予防等対策推進事業専門員)

2 業務内容

- ・相談対応（主に電話）
- ・相談支援に係る関係機関との連携
- ・情報発信
- ・その他相談支援業務に付随する業務

3 採用予定人数 2人

4 勤務条件

- (1) 職の区分 地方公務員法第22条の2第1項第1号に定める会計年度任用職員の職
- (2) 任用期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日
※ただし、勤務成績が良好で予算措置が継続される場合は、能力実証の結果、再度の任用を行うことがあります。
- (3) 勤務地 熊本県精神保健福祉センター内
- (4) 勤務時間 9：00～16：30（休憩時間1時間を除く6時間30分）
※ 1ヶ月につき10日以内、1週間につき1日～3日（19時間30分以内）。
- (5) 休憩時間 12：00～13：00
- (6) 休日等 土曜日、日曜日、祝日
- (7) 報酬等
- ① 報酬日額 9,906円
 - ② 通勤費用 実費相当額を支給
※ 報酬日額、通勤費用については、条例、人事委員会規則等に基づき、額の決定や支給を行います。（条例、人事委員会規則等が改正された場合は、当該改正を踏まえて額の決定や支給を行います。）
- (8) 公務災害等補償 地方公務員災害補償法、労働者災害補償保険法、熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の定めるところによる。
- (9) 条件付採用 今回の採用は条件付採用となり、その期間は1月です。その間、その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となります。但し、採用後1か月間の勤務日数が15日に満たない場合は、その日数が15日に達するまで条件付採用期間を延長します。
- (10) 地方公務員法の適用 地方公務員法上の服務に関する規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。
- ・服務の宣誓
 - ・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
 - ・信用失墜行為の禁止
 - ・秘密を守る義務
 - ・職務に専念する義務
 - ・政治的行為の制限
 - ・営利企業への従事等の制限（パートタイム勤務の者を除く）等

4 受験資格

精神保健福祉に関する知識及び相談経験を有する方

※ 次のいずれかの事項に該当する方は受験できません。

- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・熊本県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5 試験の方法

- (1) 小論文試験 公務員として必要な文章による表現力及び論理性などについて記述式による筆記試験
(2) 人物試験 個別面接による口述試験

6 試験の日程等

- (1) 日 時：令和8年2月16日（月）
(2) 会 場：熊本県精神保健福祉センター
所在地：熊本市東区月出3丁目1-120 電話：096-386-1255
(3) 合格発表：令和8年2月25日（水）

7 応募方法

- ・応募者は、令和8年2月6日（金）までに、次の書類を熊本県精神保健福祉センターに持参又は郵送してください。

採用試験申込書

ハローワークを通じて申し込む場合は、ハローワークの「紹介状」

- ・持参の場合、受付時間は平日8:30～17:00までです。
- ・郵送の場合、必ず特定記録郵便としてください。
- ・応募者が4名に達成した場合は、上記期間内でも申し込みを締め切ります。

8 その他

- ・当該会計年度任用職員の募集は、令和8年度当初予算成立を前提に行ってていますので、あらかじめご了承ください。

【提出先・問い合わせ先】

〒862-0920 熊本市東区月出3丁目1-120

熊本県精神保健福祉センター

電話 096-386-1255